

【京都市都市公園条例（抄）】

（行為の禁止）

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。